

消費拡大喚起・箕輪町プレミアム付き商品券販売事業

「コロナに負けるな！みのわ地元応援券」取扱い事業者募集要項

1.事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大により多大な影響を受けた町内事業者への支援と住民の暮らし応援を目的に、地域での消費拡大を喚起する「コロナに負けるな！みのわ地元応援券」（以下「応援券」という。）を扱う事業者（以下「登録店」）を下記のとおり募集する。

2.登録資格

箕輪町において事業所を構えるすべての事業者

ただし、下記の事業者は対象外とする。

- (1)暴力団員による不当な行為との防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に関与するもの
- (2)法令または公序良俗に反するもの

3.申込方法

応援券取扱い事業者として登録を希望される方は、別紙登録申込書を記入し、箕輪町商工会へ提出する。なお、登録手数料は、無料とする。

4.申込期限

令和2年7月10日（金）

申込は本事業終了まで受け付けるが、上記期限までに申し込みが無いと、発行する取扱い事業者一覧に掲載されません。 ※ホームページは随時掲載します。

5.応援券の概要・販売方法等

- (1)名称：「コロナに負けるな！みのわ地元応援券」
- (2)発行者：箕輪町
- (3)販売・換金受託事業者：箕輪町商工会 / 事務受託事業者：(株)ローカルライフ
- (4)種類：応援券1枚当たりの額面は1,000円（13枚で1セット）
- (5)販売価格：1セット10,000円（13,000円分） ※プレミアム率30%
※13,000円分の内訳 全事業者共通券1,000×8枚、小規模事業者専用券1,000×5枚
※大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡以上）は、全事業者共通券のみ利用可能
- (6)販売数：25,000セット
- (7)使用期間：令和2年8月3日（月）～12月31日（木）

(8)購入対象者：制限なし

(9)購入限度：1人あたり上限5セット

(10)販売方法：感染症予防の観点から下記の販売方法とする

①購入希望者にハガキもしくはインターネットで、購入希望セット数の申込みを受付

②販売数を上回る申込みがあった場合には抽選を実施

③購入可能者へ購入券を送付（購入可能期間を案内）

④委託機関である箕輪町商工会が購入券持参者へ販売

(11)購入申込み期間 令和2年7月15日（水）～7月27日（月）

6.登録店の業務

登録店は応援券を持参した方に対し、令和2年8月3日（月）～12月31日（木）の期間に限り、券面記載額相当の物品の販売、役務の提供等を行う。額面に満たない場合でもお釣りを支払うことはできない。応援券を受領した場合は、使用済みであることを明示するために、券裏面の取扱い事業者欄に店名を記入するか押印する。

7.換金

取引により応援券を取得した登録店は、毎週月・水・金曜日の午前9時から午後4時までの間に産業支援センターみのわ内の換金受付窓口に当該応援券と取扱い事業者証を持参し、換金を申し出るものとする。

換金は毎月の締め日を1日と15日とし、1日締め分は10日に、15日締め分は25日に、箕輪町商工会から事前登録口座に振込とする。なお、締め日が休日等の場合は翌日以降の最初の平日を締め日とする。また、振込日が休日等の場合は、前日の平日に振込む。最終締め日は2月1日とする。

8.換金手数料

無料とする。

9.取扱店の責務等

登録店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)応援券使用可能期間中は、箕輪町が交付するポスターを掲示し、応援券利用可能事業者であることを表示すること

(2)長野県が実施する、事業者が自ら適切な感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言の店」への登録を行うものとする

(3)通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等の不正応援券の受け取りは、取扱事業者の責任となるので十分に注意すること。また、それに類する事案が発生した場合は、すみやかに箕輪町に連絡をすること

- (4)原則、応援券の額面金額に応じ現金同様の取り扱いを行う事。但し、応援券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さないこと
- (5)登録店は、応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (6)登録店は、換金目的での応援券の購入をしてはならない
- (7)万が一、事業内容の変更や閉店などの予定が出た場合は、速やかに箕輪町に報告すること
- (9)その他、箕輪町からの指示を厳守すること

10.応援券の利用範囲

応援券は次に掲げる物品及び役務の提供等を受けるために使用することはできない。

- (1)本事業以外の商品券等（回数券を含む。）、ビール券、プリペイドカードなどの有価証券、前払式証票その他これらに類するもの
- (2)不動産や金融商品
- (3)たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (4)切手、図書カード、官製はがき、印紙など換金性の高いものや宝くじに類するもの
- (5)仕入等の事業資金
- (6)税や使用料などの公租公課（公営ギャンブルを含む。）、公共料金等の収納代行
- (7)現金との換金、電子マネーのチャージ
- (8)その他、箕輪町が不適切と認めるもの